

お 知 ら せ

このたびの令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、被害を受けられました皆さまに、下記のとおり、便宜のお取扱いをさせていただきますので、ご相談ください。

記

1. 預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた方は、お支払について便宜扱いもいたしますのでご相談ください。
(ご本人様を確認できる資料をできる限りお持ちください。)
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談ください。
3. このたびの災害による障害のため、支払期日が経過した手形（電子記録債権を含みます）については、関係金融機関と話し合いの上お取立てができますので、ご相談ください。
4. このたびの災害時における不渡処分については、配慮させていただきます。
5. 汚れた紙幣・硬貨のお引換えをいたします。
6. 国債等をなくされた場合もご相談ください。
7. 災害の復旧に向けての各種ご融資等につきましても、窓口へご相談ください。

2025年7月

詳しいことは、窓口にお問い合わせください。

七 十 七 銀 行